

# 東京都医療施設耐震化緊急対策事業（耐震補強）の概要

## I 補助対象者

- (1) 都内病院（国、都、市町村又はその一部事務組合を除く。）
- (2) 補助の対象となる施設については、次のア及びイを満たすこと。
  - ア 事業継続計画（BCP）を作成していること。
  - イ 「救急病院等を定める省令」（昭和39年2月20日厚生省令第8号）に基づき知事から救急病院である告示を受けている病院の場合は、東京都災害拠点病院又は東京都災害拠点連携病院の指定を受けていること。

## II 対象となる建物

建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された未耐震の病棟等（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果I s値が0.6未満の建物）

## III 補助内容

- (1) 補助対象経費
  - ア 耐震補強工事費又は工事請負費
  - イ 耐震補強工事を行うために必要となる既存仕上げ等の撤去及び再仕上げ等に要する工事費
  - ウ 工事管理費
- (2) 補助条件  
直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ他方が80%以上であること。
- (3) 補助金額

$$\text{補助金額} = \text{① 面積} \times \text{② 当該年度の進捗率} \times \text{③ 単価} \times \text{④ 補助率（千円未満切捨）}$$

- ① 面積  
基準面積（8,635 m<sup>2</sup>）と補助対象面積（実際の床面積）とを比較して少ない方の面積
- ② 当該年度の進捗率  
補助対象部分の工事が複数年度にわたる場合における補助申請年度における出来高
- ③ 単価  
基準単価（122,000 円/m<sup>2</sup>）と補助対象経費の建築単価（実際の建築単価）とを比較して低い方の単価
- ④ 補助率

|                            |      |
|----------------------------|------|
| 東京都指定二次救急医療機関及び東京都災害拠点連携病院 | 0.83 |
| その他の病院                     | 0.5  |

## IV 注意事項

- (1) 土地・建物の所有  
土地については、借地であっても補助対象となります。  
建物については、自己所有であることが補助の条件となります。

（裏面に続く）

(2) 根抵当権について

補助対象の施設及びその施設が建築されている土地に根抵当権が設定されている場合、補助を受けることができません。

(3) 契約について

契約については、福祉保健局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準(平成17年4月1日付16福保医政第1450号)によります。

(4) 財産処分の制限について

補助事業により取得した財産は、原則として39年間財産処分の制限を受けます。この間に知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することはできません。